

弘前市電動式生ごみ処理機貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、電動式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)の貸出しを行い、市民が実際に処理機を利用し、その効果を体験することにより、市民による生ごみの自家処理の推進並びにごみ排出量の削減及びごみ減量の意識の高揚を図ることを目的とする。

(貸出対象世帯)

第2条 処理機の貸出対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機の設置場所を確保できる者
- (3) 処理機を適正に維持管理できる者

(貸出期間等)

第3条 処理機の貸出期間は、1年以内とする。ただし、前条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに返却するものとする。

(貸出手続及び費用負担)

第4条 処理機の貸出しを受けようとする者は、生ごみ処理機貸出申請書(別記様式)により、市長に申請しなければならない。

2 貸出しは、1世帯につき1台とし無償とする。ただし、処理機の使用及び運搬に要する経費は、貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)の負担とする。

3 処理機の貸出しは、借受者に対し、市役所担当部署の窓口(以下「市の窓口」という。)において直接引き渡す方法で行うものとする。

(返却方法)

第5条 処理機の返却は、使用者が市の窓口へ直接返却するものとする。

2 使用者は、返却する際、処理機を次の借受者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却するものとする。

(遵守事項)

第6条 借受者は、生ごみ処理機の使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機を毀損又は紛失しないよう注意すること。
- (2) 生ごみ処理機を常に良好な状態で使用すること。
- (3) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 次の借受者に支障を来さないよう、生ごみ処理機を原状に回復して返却すること。

(貸出しの取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは貸し出した処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第8条 市長は、借受者が故意又は過失により生ごみ処理機を毀損又は紛失した場合は、現品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

様式(省略)